

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（757））
2. 日時：平成30年3月12日 15時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

秋本安全審査官、角谷安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他4名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、本日提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、「50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」について説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、事実関係の確認を行うとともに、今後必要に応じて指摘等を行っていく旨伝えた。
- (3) 日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・玄海発電所／柏崎刈羽発電所／東海第二発電所 基本設計比較表【対象項目：第50条】
- ・柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表【対象項目：1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等】
- ・東海第二発電所 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について